

1 設置の趣旨及び必要性

1 設置の趣旨及び必要性

1 設置の趣旨

信州大学法科大学院は、「国民に開かれた，身近で，利用しやすく，頼りになる司法制度」を目指した司法制度改革の理念に基づき，以下の設置趣旨を掲げる。

1) 良き市民として地域社会とともにあり，市民生活の法的助言者たる法曹を養成する。

「弁護士不足から公正な裁判を受ける機会の確保と権利保護に支障を来している」といわれるほど長野県の法曹過疎は極めて深刻であることから，地域社会に根ざし，高い倫理観を有して地域の人々に奉仕する，良き隣人としての法曹を養成する。

2) 企業経営に明るく，科学技術に強い法曹を養成する。

観光資源に恵まれ，かつ，精密機械，製薬化学を中心に製造業に携わる中小企業が多く立地する中部地方では，環境保護，知的財産権の管理，海外への企業進出，外国人労働者問題等，地域に特有で，かつ，先端的な法律知識を必要とする問題が日常的に多発している。これらの問題に迅速に対処しうる，経済活動を理解し，企業における技術革新・開発・産業化及び企業経営の健全化に対応できる法曹を養成する。

3) 地域の問題について政策立案能力を備えた法曹を養成する。

地方行政の比重が高まる中，地域主導による高水準の政策立案能力が求められている。その要請に応えうる，地域固有の問題について，正確な分析能力，適切な法的処理能力，事前予防のための政策立案能力を備えた法曹を養成する。

(資料1)

2 設置の必要性

1) 長野県内の弁護士数は，約120人であり，全国の弁護士約19,500人のうち0.6%を占めるに過ぎない。長野県の人口は約221万人であり，弁護士1人当りの人口数は全国平均の約3分の1にとどまっています。現在の弁護士1人当りの全国平均人口数を長野県において達成するには，約235人の弁護士数が必要である。しかし，平成13年度において司法研修所の新規修了者759名のうち長野県で弁護士登録した者は，わずかに2名(0.26%)にすぎない。法曹過疎は深刻であり長野県及び中部地方の法曹人口の不足を補うために，法曹養成機関の適正配置の見地からも，中部地方の中心に位置する信州大学法科大学院が，地域法曹教育の拠点となる必要がある。

2) 今日，法律問題を解決するために，科学技術の専門的知識を必要とする分野がますます拡大している。たとえば，知的財産権の保護には工学・理学・生命科学領域の知識を，また，激増する医療紛争には高度な医学知識を必要として

いる。

このような傾向に対処するためには、理工学系・医学系・数理学系の学部卒業（見込）者等，科学的専門知識を修得した人材に対し，教育の機会を提供することが急務である。

信州大学法科大学院は，自然科学分野において高い研究教育実績を有する信州大学の各部門と連携して，そのような人材の法曹教育を行うのに最適である。

- 3) 長野県内に在住する法曹隣接有資格者，企業法務担当者，行政機関に勤務する公務員，都市に流出した県内出身の法学部の学生等の中には，法曹教育を望む者が多く存在する。信州大学法科大学院は，これら，長野県内の法曹教育を求める需要に応えていく必要がある。
- 4) 長野県内に存在する地方行政組織，企業，学校，医療機関，団体など社会的組織において，高い職業倫理や法令遵守（コンプライアンス）の精神が強く求められている。これらを含めた組織的社会的責任（Corporate Social Responsibility）の確立と日々の実践が今日の社会的組織には必要不可欠であり，こうした社会的組織を構築していく社会的リーダーとしての法曹を，自ら強い法曹倫理を備える人材として地域社会に提供していくことが要請されている。

3 期待される効果

- 1) 信州大学法科大学院が地域の法的研究の拠点として設置されることにより，地域的課題の解決，法曹の再教育・資質の向上に大きく貢献する。
- 2) 法科大学院における法曹養成教育は，弁護士等の狭義の法曹の養成だけにとどまらず，企業法務や政策法務の専門家等を養成し，高い専門能力を持つコミュニティーリーダーとなりうる人材を地域に送り出すことによって，地域における様々な課題への法的・政策的対応を強化することに寄与する。
- 3) 長野県内における司法の人的基盤を拡充強化し，公正で自由かつ主体的な地域社会の構築に資するとともに，中部地方の企業や地方自治体，その他県内各界の様々な社会的ニーズに応え，長野県を中心とする中部地方の活性化に極めて大きな役割を果たす。このことは，司法制度改革とともに地方分権改革にも大きな意義を有する。
- 4) 強い法曹倫理を備えた法曹人を通して，地方行政組織，企業，学校，医療機関，団体などの社会的組織が，高い職業倫理と法令遵守の精神を備え，組織的社会的責任（CSR）を担う主体となり，地域社会において社会的責任を果たすとともに国際的通用性を強く持ち，事業活動を推進することが可能になる。

2 信州大学の法曹教育の理念と目的

1 教育の理念と目的

1) 教育の理念

信州大学法科大学院は、教育の理念として、「法の支配に奉仕せよ」、「知的に究理せよ」、そして、「つねに良き隣人たれ」を掲げる。

2) 教育の目的

法の支配に奉仕する豊かな人間性と高い倫理性を備えた法曹の養成

高度の専門能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成

経済・経営に強い法曹の養成

科学技術の動向に対する知見（Scientific mind）をもった法曹の養成

「法曹自らの手による自らの後継者養成」を目指す長野県弁護士会との密接な連携と共同による実践的な法曹教育

2 養成する法曹像と履修プログラム

1) 教育の理念と目的を具体化するために、養成する具体的な法曹像として以下の3類型を想定し、それぞれに適した履修プログラムを設定し、教育を行う体制を構築する。

良き市民として地域社会とともにあり、強い倫理感と法令遵守の精神を有し、市民生活の法的助言者として活動する法曹

経済活動を理解し、企業における技術革新・開発・産業化及び企業経営の健全化に対応できる法曹

地域固有の問題について、正確な分析能力、適切な法的処理能力、事前予防のための政策立案能力を備えた法曹

さらに、裁判官、検察官を志す学生の要望に応えうる科目群を用意している。

2 教育課程の編成の考え方及び特色

1 教育課程の編成

1 基本方針

- 1) 法理論教育と実務教育の架橋を実現させるため、教育課程全般を通じて、両者の段階的・継続的・有機的な連携を図ることを基本方針とする

研究者教員及び実務家教員が、それぞれ、自らの役割を明確に認識し、相互に協働・連携して教育にあたることを基本としつつも、実務家の視点を重視し、実務を強く意識した教育課程とする。

研究者教員は、各法分野における基礎知識及び法概念を系統的に理解させ、法的な思考能力、分析能力、批判ないし議論の能力、創造力を修得させるための教育を担当する。裁判を含む現実の法動向との適切な距離を保ちつつ、実定法制度の基本にある原理を的確に教授し、深い洞察力を身につけさせる。

実務家教員は、これまでの実務経験を通じて得た知見を活用し、法実現過程のダイナミズムに対する学生の興味と関心を高めるよう教授する。

- ・ 弁護士・裁判官・検察官から成る法曹実務家教員は、裁判過程における実務的問題の発見・解決能力の修得を目的とする教育を主として担当する。紛争が法的紛争として認識・認知され、裁判的解決に至るプロセス及びそこにおける実務的問題を的確に教授する。
- ・ 行政官・企業法務経験者から成る法律実務家出身教員は、立法論的視点や、法の運用過程における知見に重点を置き、立法過程や、行政機関・企業における運用過程で生じる実際的な問題を指摘し、そうした問題への対処方法等を教授する。

2 理論と実務の架橋のための具体的取り組み

- 1) 理論と実務の架橋についての考え方

信州大学法科大学院では、理論と実務の有機的な連関を実現できるよう以下の点に留意した。

法科大学院での教育は、司法研修所での実務教育につなげる、架橋としての役割を担うものである。従来法学教育においては、理論と実務の教育が乖離していたことを真摯に反省し、法科大学院の教育では、理論と実務の架橋を問題意識として、全ての教員が共有するところから、出発しなければならない。

法科大学院での理論教育とは、司法研修所で行われている実務的な教育あるいは実務的な訓練の前提となる、実務を視野に入れた理論教育を意味する。

法科大学院は、専門職業人である実務法曹を養成する教育機関である。法科大学院では、実務で生じる問題の合理的解決を十分意識した法理論教育と、法曹実務者として実際の現場で事件処理できる実務能力の涵養を意識した実務教育とが、有機的に連携して実施されなければならない。

実務家教員にあっては、つねに、実務がどのような理論的裏付けをもって運用されるべきかを考察し、研究しなければならない。

2) 理論と実務を架橋する教育の具体的な実践方法

理論と実務を架橋する教育の具体的な実践方法として次の3つの視点から、教育課程を編成した。

(資料2)

カリキュラム構成における理論と実務の架橋の具体化

- 1) カリキュラム構成の全体を通して、理論と実務の比重を考慮し、法律基本科目の理論教育の後に実務基礎科目の教育を行い、さらに実務基礎科目を踏まえて理論的発展が可能となるよう、各授業科目の学年配当、学期配当を行った。

(資料2, 3, 4)

各授業科目における理論と実務の架橋の具体化

- 1) 各授業科目の講義において、要件事実教育と事実認定の基礎的な教育を行う。
- 2) どのような立証があれば、事実として認定されるかという問題を常に意識した教育を行う。
- 3) 紛争解決のための法的論理構成力をどう養うかを、意識した教育を行う。

(資料4)

教育体制における研究者教員と実務家教員との役割分担

理論と実務を架橋する観点から、研究者教員と実務家教員との役割分担を整理し、次の5つの類型を設ける。

- 1) もっぱら研究者教員が法理論を中心に行う講義
- 2) 実務経験を有する研究者教員が、実務を背景に理論教育を行う講義
- 3) 研究者教員と実務家教員がオムニバス方式で分担する講義
- 4) 研究者教員と実務家教員が同一時間に共同連携して行う講義
- 5) もっぱら実務家教員が実務を中心に行う講義

(資料4)

3 教育課程

1) 開講科目

開講科目は、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4系統で構成する。

法律基本科目

法律基本科目は、法曹として、共通して求められる基本的素養と能力を修得させる。原則として必修科目として位置付けられ、段階的・反復的に履修することで、より応用的・発展的な科目の履修へとつなげていくこととする。

法律基本科目として、行政法の入門的科目である「行政法概説」を新設する。この科目は、行政法に関する基礎知識を習得させ、「公法総合1(法と行政活動)」・「公法総合2(司法審査論)」・「行政救済総合」への架橋となることを主たる目的とする。また、「統治の基本構造」において憲法の統治機構との関連で言及された「行政組織法」等の分野を主として行政法の観点から掘り下げて検討することによって、法科大学院の公法系科目に求められている「憲法と行政法の総合的理解」を図ることとする。したがって、「行政法概説」は、いわゆる「行政法総論」の領域のみを扱うのではなく、行政組織法及び行政救済法の領域についても概説し、これらの基礎をも習得させる

ことを目的とする。

実務基礎科目

実務基礎科目は、法曹実務家としての基礎的実務能力を修得させる。このうち「ロークリニック」は、事件の端緒である法律相談から始まり、事件受任、訴訟活動等を実際に行うことにより、依頼者との接し方、事情聴取の方法など、法曹実務家としての実践力を習得させる科目である。また、「法曹倫理」は、法律家としての使命と責任を自覚し、職業倫理を身につけることを目的とする科目である。

「ロークリニック」の受講生は、受講の必要条件として、前年度の「法曹倫理」を履修していることが義務付けられる。「法曹倫理」は、法律家の使命と責任を自覚し、職業倫理を身につけることを目的としており、法令遵守や守秘義務についても、その法的根拠や違反した場合の法的責任も含めて十分な学習を行う。加えて、「ロークリニック」の実施に当たっては、第1回目の講義において、「法令遵守」及び「守秘義務」を必須の講義項目として、学生に周知徹底すると共に、エクスターンシップの全過程において、全ての指導担当弁護士が、十分な理解をもって臨む。「ロークリニック」は、具体的には以下のような内容で実施される。まず、講義室において、弁護士の法的義務等弁護士実務上不可欠な事項を学び、模擬相談により依頼者等との面接・交渉を学習する。また実際に事件を受任する場合の一連の手続（事件受任から事情聴取、訴状の起案、訴状提出）についても、実例を参考にした教材を下に少人数のグループで共同して学習を行う。

その後、エクスターンシップ（法律事務所での実務研修）を実施する。これは、長野県弁護士会ロースクールバックアップ委員会が推薦し、信州大学法科大学院が認めたロースクール協力事務所に一事務所あたり、学生を3名程度派遣し、履修期間全体にわたり、特定の事件への関与を行うというものである。エクスターンシップにおいては、学生は、協力事務所の指導担当弁護士の監督下に置かれる。当該指導担当弁護士は、学生が関係者の名誉・プライバシーを侵害することのないよう、細心の注意の下に、学生を適正に指導する。「ロークリニック」担当教員は、協力事務所及び学生の連絡調整役となる。

基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は、「基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目」（「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年3月31日文科科学省告示第53号第5条1項3号））として、法知識を発展的に検討していく創造的な思考力と具体的な問題解決に必要な法的分析能力の育成、法曹としての豊かな人間性の涵養を目的とする。

1. 「基礎法学・隣接科目」として開講予定の、「英米法」や「中国ビジネス法」は、外国法に関する教養・理解を深め、比較法的分析能力を育成することを目的としたものである。
2. 「企業会計1」や「行政学」等の科目はもっぱら、法曹としての豊かな人間性の涵養を目的とした科目である。すなわち、これらは経済活動や行政活動などの法律分野に隣接する領域を理解し、広い視野において法律問題の解決に当たる能力の向上を目的とするものである。
3. 「法の創造と時代思潮」は、民法財産法分野の歴史上重要な問題について、裁判例、立法、学説等を参考としつつ、法史的及び法社会学的視点から考究するものである。この科目は平成16年度設置計画においては展開・先端

科目の「法律学展開演習3」とされていたが、その基礎法学的な性格を明確にする修正を加え基礎法学・隣接科目に位置付けることとした（なお、「法律学展開演習3」は欠番とする。）。

展開・先端科目

「展開・先端科目」を「先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のもの」（「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年3月31日文科科学省告示第53号第5条1項4号））として、法知識を発展的に検討していく創造的な思考力と具体的な問題解決に必要な法的分析能力の育成、先端的な法領域についての基本的な理解を目的とする。

具体的な科目として、法律基本科目や実務基礎科目から派生・分化した専門性の高い先端的な分野に属し、高い発展性を有する科目と、法律基本科目および実務基礎科目以外の実定法に関する分野の科目を配置する。

「展開・先端科目」は、地域の人々に奉仕する法曹・企業経営に明るい法曹を養成するという目的を実現させ、同時に法知識を発展的に活用する能力を修得させることを意図している。そのために地域の法曹として必要な実践的能力を修得させるための公法系科目、企業取引等から生ずる具体的諸問題への対応能力を育成するための民事法系科目、刑事法系の先端法領域に関わる科目、現代的課題に即し複数の法領域を横断する科目を配置した。

特に、「法律学展開演習」と題する一連の演習は、各教員が、自らの専門領域に関する最先端のテーマを時宜に応じて内容を更新して行う科目である。各教員が取り上げる内容は、比較法的視点を重視したり、法と経済学の手法を採り入れたり、あるいは特別法領域に関わる最先端の議論を扱うなど、いずれもより専門性の高いものである。

法律学展開演習は1から8までであるが（ただし3は欠番）、そのうち、「法律学展開演習1（財政法）」は、平成16年度の設置計画書においては、「行政と情報」を講義内容としていたが、近時、国や自治体における財政作用の専門化・複雑化に伴い、財政法が独立した学問領域として急速に発展しつつあることから、当該科目を講義内容とすることに改めた。

また、「法律学展開演習4（財産・家族特殊研究）」は、複雑化する近時の家族紛争の解決に不可欠な科目横断的、先端的な問題を対象として講義を行うものである。対象・内容を家族法の特別法・隣接法、および比較家族法、国際家族法に求め、より先端的なものに深化させ、平成16年度の設置計画に比べ、より「展開・先端科目」として相応しい内容とした。

（資料2,3）

2) 各科目の開講単位数

法律基本科目を32科目64単位開講し、うち56単位を必修とし、2単位を選択必修とする。

実務基礎科目を10科目20単位開講し、うち8単位を必修とし、4単位を選択必修とする。

基礎法学・隣接科目を12科目24単位開講し、うち4単位を選択必修とする。

展開・先端科目を28科目56単位開講し、うち12単位を選択必修とする。

各科目別の開講科目と履修・修了要件は、下記の表のとおりである。

修了に必要な単位数		96				
開講科目の単位数		164				
内訳		必修			選択必修	自由選択
		64			22	10
		64			58	42
法律基本科目	58	56			2	
		56				
	64	公法系	民事系	刑事系	8	
		12	32	12		
	12	32	12			
実務基礎科目	12	8			4	
		8				
	20	一般	民裁系	刑裁系	12	
		2	4	2		
	2	4	2			
基礎法学・隣接科目	4				4	---
	24				16	8
展開・先端科目	22				12	10
	56				22	34

注：・基礎法学・隣接科目と展開・先端科目の選択必修科目の単位数のうち所定の修了要件を越えて履修した単位数は自由選択科目の単位数に算入する。
・下段の数字は開講科目の単位数。

3) 講義の内容

各講義の内容は、各教員の専門分野に関して、法曹として備えるべき必須の内容で、かつ、現在の学説・判例・実務における最高・最先端の水準を目指した内容とする。

4) 教育内容の見直し

教育内容の見直しを継続的に検討する学務委員会を設け、授業管理の指針を定め、それに基づき教育内容の自己点検と改善を主導する。

(資料5)

4 教育課程の特色

1) 3年9学期制，基礎から段階的，反復的，科目横断的な教育

1年3学期（3年9学期）制を採用し，基礎から応用へと段階的，反復的，科目横断的な教育を行う。

3年9学期制を採用することのメリット

学生が間断なく継続的，安定的に学習を進めることができる。

各学期に履修科目が，バランス良く配置され，学生は十分な予習，復習の時間をとり学習できる。履修科目が各学期に分散され，各学期の履修科目が少なくなることは，特に基礎知識を確実に習得するために必要なものである。学生の理解を深めるため，入門から基礎，応用と段階的に，講義展開が可能となる。法学的思考能力を向上させるためには，一定の期間ごとのチェックを確実に行う必要があり，この期間を細分化することは，入門から基礎，応用のための勉学の効率化に役立つ。

教員の講義時間が分散される結果，十分な講義準備と，補習指導が可能にな

る。学期を細分化することによって履修科目が各学期にバランス良く分散され、各学期の履修科目が少なくなることは、教員による講義内容の再検討にとって有意義なものである。

(資料6)

2) 1年次に民法の基礎教育を徹底

法律基本科目では、1年次に民法の基礎教育を徹底する。したがって、民法各部の個別的な基礎知識を確実に習得するために、民法科目は民法1から民法7に細分化する。特に1学期に民法入門演習(2クラス制)を必修として、添削指導とプロブレム・メソッドによる少人数教育を行う。2クラス制にすることは、少人数教育を実行するために必須である。そのために、学力試験を課すことによって能力別クラス編成を行う。民法入門演習の内容は基礎知識の修得と論理的な法学解釈論を身に付けさせることである。そのために、事前にプロブレム・メソッドに対応した課題を提示して、その課題に対する解答としてのレポートを書かせる。このレポートの内容を演習日にクラス全員で双方向的に議論し、再度レポートを作成してもらう。この内容を担当教員が添削して、個人指導を行う。このような方法によって、法概念の意味、条文の解釈方法、法学的文章の書き方、論理的な思考能力を養うことができる。さらに、学生個人の学力と法学の既習状況を把握することができ、個人に適合した勉学方法を指導することができる。この民法入門演習は細分化された民法各部を総合した内容となるので、民法全体の総合的な解釈方法を養うのに適合している。

3) 実務基礎科目の充実

実務基礎科目は、民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法を履修した2年次以降に開講する。実務基礎科目を20単位開講し、12単位の修得を修了要件とする。実務基礎科目では、現代社会における法律家の使命と責任の自覚を含めた法曹倫理教育、契約締結交渉・契約締結・契約の履行の各段階で発生しうる紛争、成年後見・離婚・相続・親子関係などの家事事件における紛争等における事実の科学的分析力や民事・会社関係・刑事事件等の法律文書作成能力の養成を重視する。

実務基礎科目のうち、民事裁判実務の基礎、刑事裁判実務の基礎、民事裁判実務は、2クラス制とし、添削指導を含め少人数教育を行う。少人数教育を有効に行うために、2クラス制にすることによって学生の能力と適性に合った指導を行う必要があるからである。さらに、きめ細かな添削指導を行うことによって、民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の基礎知識の応用能力を養成し、実務を十分に考慮した法的思考能力を身に付けさせることができる。

4) 経済・経営に強い法曹の養成プログラム

基礎法学・隣接科目に、「企業会計1・2」、「法と経済1・2」等、経済・経営に強い(企業経営、政策立案、法の経済分析等の能力を備えた)法曹の育成を目指した科目を配置した。

さらに、法科大学院の学生に対し、信州大学経済社会・政策科学研究科の地域イニシアティブコース及びイノベーション・マネジメント専攻の開講科目の履修を可能とすることによって、地域に関する諸問題、経営管理、マーケティング等経営に関する科目も学習することができることとした。

5) 科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成プログラム

基礎法学・隣接科目や展開・先端科目に、他分野からの先端的な知識や成果を専

門的に生かすための科目を取り入れ、充実を図った。

例えば、基礎法学・隣接科目の「法医学」では、信州大学医学部に所属する教員が、解剖学教室等を使用して、医療紛争や犯罪捜査を視野に入れた、実践的な教育を行う。また、展開・先端科目の「建築関係法」では、建築士の資格を有する教員が最先端の都市計画法・建築基準法等の不動産に関する行政法規の講義を行う。

6) 裁判過程における実務的問題に対する発見・解決能力を持った法曹の養成プログラム

「法曹自らの手による自らの後継者養成」を目指す長野県弁護士会との密接な連携のもとに、実務基礎科目と展開・先端科目を中心に、実務経験を通じて得た知見を活用して教授する科目を配置した。

例えば、実務基礎科目の「ロークリニック」では、実務取扱上の必要事項を教授した後、長野県所在の法律事務所において、弁護士の指導の下に、法律相談や事件を実体験する。

さらに、実務基礎科目の「民事裁判実務」「刑事裁判実務」や展開・先端科目の「刑事特別法実務演習」では、裁判的解決に至るプロセス及びそこにおける実務的問題を、弁護士教員によつて的確に教授する。

5 学位

法務博士（専門職）を授与する。

2 教員組織

1 教員組織の考え方

- 1) 理論と実務の架橋を確実に教育に生かせるよう、実務家教員に重点をおく（10名）
- 2) 「法曹自らの手による後継者の養成」を目指す長野県弁護士会より、実務家教員を、継続的かつ安定的に受け入れる（6名）
- 3) 海外のロースクール出身者を積極的に教員として迎える（4名）
- 4) 教員の世代間バランスに配慮する。

2 教員構成

- 1) 研究者教員10名、実務家教員10名（弁護士6名、ニューヨーク州弁護士1名、企業法務経験者でニューヨーク州司法試験合格者（弁護士登録申請中）1名、元中央銀行員1名、元知的財産政策担当行政官1名）とする。
- 2) 専任教員は、教授13名、助教授7名とする。
- 3) 専任教員の年齢構成は、30代6名、40代8名、50代4名、60代1名、

70代1名である。

専任教員（みなし専任を含む）の構成

分野	研究者		実務家		計	
	教授	助教授	教授	助教授	教授	助教授
公法系	2	0	0	1	2	1
小計	2		1		3	
刑事系	0	2	3	0	3	2
小計	2		3		5	
民事系	4	2	4	2	8	4
小計	6		6		12	
計	10		10		20	

- 4) 教育課程に占める専任教員の授業負担については、1年3学期(3年間9学期制)という教育課程を採用するため、学習指導体制面、学生支援体制面とともに、管理運営組織の運営面とを総合的に勘案して編成した。ただし、法科大学院設置後の既設学部及び研究科の在学生に対するカリキュラム保証の観点から、専任教員のうちの11名は、既設学部及び研究科の授業科目も併せて担当することとなるが、この負担は、学年進行によって、順次解消していく。

(資料7)

3 履修指導の方法

1 履修指導の基本方針と履修方法

1 基本方針

- 1) 1年次と2年次の1学期(第4学期)までは、基本的な法律科目について基礎的な知識の修得や思考・分析能力の育成を重視する。そのために、1年次は、法律基本科目の各授業において、適宜講義方式の授業と討議形式を組み合わせ、教員がイニシアティブをとり、基本事項に関して、発問と回答を重ねることで、具体的な事例を踏まえた体系的な理解を目指す。特に民法において、少人数を対象とした演習形式で、ライティング能力と基礎概念、基礎的な法律の思考方法の修得を目指す。
- 2) 2年次の2学期(第5学期)以降は、段階的に討議形式による教育の比重を高くすることより、表現能力、法的思考力の深化を図る。また、判例や現代的課題を素材としたケース・メソッドおよびプロブレム・メソッドを活用する。
- 3) すべての科目において課題、小テスト等の個別的な添削指導を重視する。
- 4) 客観的な到達レベルを確保するために、2年・3年の進級要件として進級試験の合格を課す。

2 履修方法

1) 修業年限

3年制とする(法学既修者を含む)。

2) 修了要件

修了要件は、3年以上在学し、96単位以上(必修科目64単位、選択必修科目22単位以上、自由選択科目10単位)を修得し、3年次に修得した法律科目の平均点が、100点満点換算で、65点以上で、かつ、修了試験に合格することとする。

修了に必要な各科目の履修単位は次の表のとおりである。

修了に必要な単位 96 単位						
単位履修の要件			必修		選択必修	自由選択
			64		22	10
法律基本科目	58	公法系	12	56	2	/
		民事系	32			
		刑事系	12			
実務基礎科目	12	一般	2	8	4	
		民裁系	4			
		刑裁系	2			
基礎法学・隣接科目	4				4	
展開・先端科目	22				12	10

注：基礎法学・隣接科目と展開・先端科目の選択必修科目の単位数のうち所定の修了要件を超えて履修した単位数は自由選択科目の単位数に算入する。

「修了要件としての単位数の説明」

修了に必要な単位数は96単位である。そのうち、必修科目単位数は64単位（32科目）、選択必修科目単位数は22単位（11科目）、自由選択科目単位数は10単位（5科目）である。

必修科目の単位数は、法律基本科目が56単位（28科目）、実務基礎科目が8単位（4科目）である。そのすべて、64単位（32科目）を履修することが修了要件である。

選択必修科目は、法律基本科目8単位（4科目）、実務基礎科目12単位（6科目）、基礎法学・隣接科目16単位（8科目）、展開・先端科目22単位（11科目）の合計58単位（29科目）を開講し、そのうち法律基本科目から2単位（1科目）を、実務基礎科目から4単位（2科目）を、基礎法学・隣接科目から4単位（2科目）を、そして展開・先端科目から12単位（6科目）をそれぞれ履修し、合計22単位（11科目）を履修することが修了要件である。

修了に必要な単位数の96単位のうち、残りの10単位については、展開・先端科目34単位（17科目）の自由選択科目から履修することが、修了要件である。

以上の所定の要件を超えて履修した科目はすべて自由選択科目単位として扱う（すなわち、法律基本科目または実務基礎科目の選択必修科目を修了要件に必要な単位数を超えて履修したとしても、展開・先端科目から10単位を自由選択科目として履修しないかぎり、修了要件は満たさない。）

以上を整理したものが、次の表である。

修了要件と法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の必修科目単位数、選択必修科目単位数、自由選択科目単位数

	授業科目名	必修・選択の別	修了要件単位数 （（ ）は開講単位数）		
			小計	合計	
法律基本科目	統治の基本構造 基本的人権の基礎 行政法概説 公法総合1（法と行政活動） 公法総合2（司法審査論） 公法総合3（基本的人権） 民法1（総則・物権1） 民法2（総則・物権2） 民法3（債権総論・契約1） 民法4（債権総論・契約2） 民法5（不法行為） 民法6（担保物権・人的担保） 民法7（親族・相続） 民法入門演習 民商法総合演習 商法1（会社法1・設立株式等） 商法2（会社法2・機関合併等） 商法3（手形・商法総則） 商法4（商取引法） 民事訴訟法1（判決手続） 民事訴訟法2（上訴以降） 民事訴訟法3（民事執行法等） 刑事実体法1（刑法総論・各論1） 刑事実体法2（刑法総論・各論2） 刑事訴訟法1 刑事訴訟法2 刑事実体法演習 刑事訴訟法演習	必修	56 (56)	58 (64)	96 (162)
	行政救済総合 民事訴訟法総合演習 経済刑法 刑事政策と法	選択必修	2 (8)		

実務基礎科目	法曹倫理 民事裁判実務の基礎 民事裁判実務 刑事裁判実務の基礎	必修	8 (8)	12 (20)
	ロークリニック 契約の実務 家事事件の実務 企業法の実務 民事保全の実務 刑事裁判実務	選択必修	4 (12)	
基礎法学・隣接科目	法と経済 1 法と経済 2 企業会計 1 企業会計 2 英米法 中国ビジネス法 行政学 法医学	選択必修	4 (16) 1	26 (80)
	法の創造と時代思潮 外国法特別演習 1 外国法特別演習 2 犯罪捜査学	自由選択	(8) 1	
展開・先端科目	労働法 1 倒産処理法 (破産・民事再生・会社更生) 倒産処理の実務 経済法 消費者法 証券取引法 国際取引法 知的財産法 1 租税法 環境と法 建築関係法	選択必修	12 (22) 1	
	地方自治法 医療紛争法 労働法 2 社会保障法 知的財産法 2 金融法 国際私法・国際民事訴訟法 刑事特別法実務演習 現代法特別講義 1 (生命と法) 現代法特別講義 2 (刑事司法の現代的課題) 法律学展開演習 1 (財政法) 2 法律学展開演習 2 (比較憲法論) 法律学展開演習 4 (財産・家族特殊研究) 法律学展開演習 5 (資金・証券取引の法的枠組み) 法律学展開演習 6 (ビジネスプランニング) 法律学展開演習 7 (標識法 (商標法・不正競争防止法)) 法律学展開演習 8 (子どもと法)	自由選択	10 (34) 1	

1 基礎法学・隣接科目および展開・先端科目の必修選択の修了要件に必要な単位数を超えて履修した単位は修了に必要な自由選択単位に算入する。

2 各法律学展開演習には、毎年、開講時に、その年の授業内容が単純明瞭に明らかになるよう、簡単な説明書きを注記して受講者の便宜をはかるとともに、ガイダンス等で受講生に周知させる。

3) 登録単位の上限制限

1 年次及び 2 年次の履修上限は各 36 単位とし、各学期 14 単位を超える履修登録を原則として認めない。

3 年次の履修上限は 40 単位とし、各学期 16 単位を超える履修登録を原則として認めない。

4) 履修方法

学生の各年次の具体的な履修方法は次のとおりとする。

1 年次第 1 学期に履修すべき科目は、法律基本科目が 5 科目 10 単位で、すべて必修である。

1 年次第 2 学期は、法律基本科目が 5 科目 10 単位で、すべて必修である。

1年次第3学期は、法律基本科目が6科目12単位で、すべて必修である。
1年次第3学期に、2年進級のための進級試験を実施する。

進級試験は、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法に関して1年次履修した範囲で実施する。進級試験は、択一式と論述式で行う。2科目以内の不合格者には、追試験を行う。

2年次第4学期は、法律基本科目5科目10単位と実務基礎科目1科目2単位が必修で、その他は選択必修科目又は自由選択科目とする。

(同学期に「法曹倫理」の講義を行い、3年次第7学期開講の「ロークリニク」受講のための必要条件とする。)

2年次第5学期は、法律基本科目3科目6単位と実務基礎科目1科目2単位が必修で、その他は選択必修科目又は自由選択科目とする。

2年次第6学期は、法律基本科目1科目2単位と実務基礎科目1科目2単位が必修で、その他は選択必修科目又は自由選択科目とする。

2年次第6学期に、3年次進級のための進級試験を実施する。

進級試験は、公法総合、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、民事裁判実務の基礎に関して、2年次に履修した範囲で実施する。試験の形式は各科目につき択一式と論述式で行う。2科目以内の不合格者には、追試験を行う。

3年次7学期は、法律基本科目2科目4単位と実務基礎科目1科目2単位が必修で、その他は選択必修科目又は自由選択科目とする。

3年次第8学期は、法律基本科目1科目2単位が必修で、その他は選択必修科目又は自由選択科目とする。

3年次第9学期は、選択必修科目又は自由選択科目とする。

2・3年次の選択科目の履修については、学生がそれぞれの目指す法曹像に必要な科目を選択する。

3年次第9学期に、修了試験を行う。

修了の要件は、修了のための単位取得の要件に加えて、3年次に履修した法律科目の平均点が、100点満点換算で、65点以上であり、かつ修了試験に合格することとする。

修了試験は、以下の7科目について、論述式と口述式で行う。

- 公法系科目
- 民事系科目
- 刑事系科目
- 租税法、国際私法・国際民事訴訟法、地方自治法、行政学、環境と法、建築関係法、労働法(労働法1と労働法2の範囲)、社会保障法、消費者法、医療紛争法、経済法、知的財産法(知的財産法1と知的財産法2の範囲)、国際取引法、金融法、証券取引法、倒産処理法、倒産処理の実務、犯罪捜査学、法医学から3科目
- 企業会計1、法と経済1から1科目

(資料6)

5) 既修得単位の認定

信州大学法科大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる(信州大学大学院学則 第37条の2第1項)。

既修得単位として認定される単位数は、6)の単位互換制度により本大学院において修得したものとみなされる単位数、及び、7)の信州大学大学院の他の研究科の授業科目を履修して取得した単位数をあわせて、30単位を超えないもの

とする(同学則同条第2項,信州大学大学院法曹法務研究科規程第10条第2項)。
既修得単位の認定を希望する学生は,研究科長に対し,既修得単位の認定申請を行うことが必要である(同規程第10条第3項)。

6) 単位互換

信州大学法科大学院において教育上有益と認めるときは,他の大学院(外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合を含む。)との協議に基づき,学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる(同学則第35条の2第1項・第3項,同規程第9条)。

単位互換制度により修得しうる単位数は,5)の既修得単位認定制度により本大学院において修得したものとみなされる単位数,及び,7)の信州大学大学院の他の研究科の授業科目を履修して取得した単位数をあわせて,30単位を超えないものとする(同学則第37条の2第2項,同規程第10条第2項)。

7) 信州大学大学院の他の研究科の授業科目の履修単位

信州大学法科大学院において教育上有益と認めるときは,信州大学大学院の他の研究科の授業科目を履修し,又は必要な研究指導を受けることを認めることができる(同学則第34条第1項)。この場合,希望する学生は,指導教員を経て研究科長に願い出て許可を受ける(同規程第8条)。

信州大学大学院の他の研究科の授業科目を履修して取得しうる単位数は,5)の既修得単位認定制度により本大学院において修得したものとみなされる単位数,6)の単位互換制度により修得した単位数,及び,7)の信州大学大学院の他の研究科の授業科目を履修して取得した単位数をあわせて,30単位を超えることはできない(同規程第10条第2項)。

8) 既修得単位の認定,単位互換,他の研究科の授業科目の履修単位の取り扱いガイドライン

5),6),7)の取り扱いをさらに明確にするために,下記のガイドラインを策定する。

取り扱いガイドライン

(1) 本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目を入学後に本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす取り扱い(以下,既修得単位の認定という)は,以下のとおりとする。

法律基本科目と実務基礎科目に関しては,既修得単位の認定を行わない。
基礎法学・隣接科目の法律科目に関しては,他の法科大学院または法律学を研究する大学院で修得した授業科目で,本研究科で開講する授業科目に相応するものに限り,既修得単位の認定を行う。

基礎法学・隣接科目の会計・経済系科目に関しては,他の大学院で修得した授業科目で,本研究科で開講する授業科目に相応するものに限り,既修得単位の認定を行う。

基礎法学・隣接科目の法律科目,会計・経済系科目以外の授業科目に関しては,基礎法学・隣接科目の趣旨に適合しているものに限り,既修得単位の認定を行う。

展開・先端科目に関しては,他の法科大学院または法律学を研究する大学院で修得した授業科目で,展開・先端科目の趣旨に適合するものに限り,既修得単位の認定を行う。

既修得単位の認定の申請は、研究科長に対し行う。

既修得単位の認定の申請に対しては、学務委員会が第一次審査を行い、その結果をもとに、研究科教授会（以下、教授会という）で、認定の可否を決定する。

- (2) 他の大学院（外国の大学院に留学する場合及び大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国で履修する場合を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認める取り扱い（以下、単位互換という）は、以下のとおりとする。

法律基本科目と実務基礎科目に関しては、単位互換を認めない。

基礎法学・隣接科目の法律科目に関しては、他の法科大学院または法律学を研究する大学院で開講する授業科目で、本研究科で開講しない授業科目に限り、単位互換を認める。

基礎法学・隣接科目の会計・経済系科目に関しては、他の大学院で開講する授業科目で、本研究科で開講しない授業科目に限り、単位互換を認める。

基礎法学・隣接科目の法律科目、会計・経済系科目以外の授業科目に関しては、基礎法学・隣接科目の趣旨に適合しているものに限り、単位互換を認める。

展開・先端科目に関しては、他の法科大学院または法律学を研究する大学院で開講する授業科目で、本研究科で開講しない授業科目で、かつ展開・先端科目の趣旨に適合するものに限り、既修得単位の認定を行う。

単位互換の申請は、それぞれの学期の受講登録期間中に、研究科長に対し行う。

単位互換の申請に対しては、学務委員会が第一次審査を行い、その結果をもとに、教授会で、認定の可否を決定する。

- (3) 信州大学大学院の他の研究科の授業科目の履修単位の取り扱い（以下、他の研究科の科目履修という）は、以下のとおりとする。

法律基本科目、実務基礎科目、および展開・先端科目に関しては、他の研究科の科目履修を認めない。

基礎法学・隣接科目の法律科目に関しては、他の研究科の科目履修を認めない。

基礎法学・隣接科目の会計・経済系科目に関しては、本研究科で開講しない授業科目に限り、他の研究科の科目履修を認める。

基礎法学・隣接科目の法律科目、会計・経済系科目以外の授業科目に関しては、基礎法学・隣接科目の趣旨に適合しているものに限り、他の研究科の科目履修を認める。

他の研究科の科目履修の申請は、各年度の最初の学期の受講登録期間中に、研究科長に対し行う。

他の研究科の科目履修の申請に対しては、学務委員会が第一次審査を行い、その結果をもとに、教授会で、認定の可否を決定する。

- (4) その他の細目は、学務委員会が起案し、教授会で決定する。

2 履修指導の体制と具体的方法

1 履修指導の体制

1) クラス担任制度及びアカデミック・レコード

クラス担任制(1クラス20人で2クラス設置する。各クラス研究者教員と実務家教員の2人で担当する。)による3年一貫、持ち上がり方式による教育を行う。特に実務基礎科目は、1クラス20人以下を原則として、少人数を対象にきめ細かな実務的、実践的指導を行う。

クラス担任は、入学から修了まで、きめ細かい履修指導を行うとともに、学生生活・進路等の相談指導にあたり、法曹人としての高潔さと尊厳性を教授する。

学生1人1人のアカデミック・レコードを作成し、データに基づいた時系列的な指導を行う。

(資料8)

2 履修指導の具体的方法

1) 履修指導の具体的方法

シラバスで、各科目の講義目的を、その科目で修得させる能力・知識が分かるように明確に示す。

各科目の位置付けを、各科目の学習フローチャート等により具体的に示す。

(資料9)

本法科大学院の特徴である横断的・反復的・段階的教育を実践するために、シラバスに各科目の受講の要件・履修上の注意等を明確に示す。

事実関係の把握・科学的分析能力や法的な分析・問題発見能力を養成するため、判例を中心に現実の紛争事例を素材にした教材を用いる。

2) 学務委員会による学習指導相談

学務委員会は、学生からの個別学習相談に応じ、教科担当教員やクラス担当教員と連携し効果的な履修指導を行う。

3) 履修指導の方法の検証と改善

全ての教員は、自己点検評価、学生評価、公開講義の研究会、外部評価による評価と改善指摘に対して、履修指導の改善を行い、各自改善点とそれによる教育効果の改善結果を毎年報告する。

F D委員会は、各教員に対して、履修指導の改善を支援するとともに、実質的に改善がなされたかどうかの検証を学期毎に行う。

3 成績評価

1 基本方針

- 1) 単位の認定は、授業での質疑応答及び試験の成績の総合評価に基づいて、厳格に行う。
- 2) 評価基準の事前開示と評価後の講評の開示を行い、評価の客観性・厳格性を確保する。

2 成績評価の方法

1) 成績評価の方法

原則として、4回以上の小テスト(中間テストを含む)及び4回以上の課題を行う。

原則として、全ての授業科目について科目修了試験を行う。

科目修了試験では、科目に関する複数の問題点に対する応用能力を判定する。各科目の成績の評価は、原則として、毎回の授業での質疑応答、課題、小テスト・中間テスト等の成績を50%、科目修了試験の成績を50%とし、総合点で評定する。

成績の評価基準は、原則として、透明性・厳格性を損なうことのないように、客観的・具体的な基準をシラバスにおいて明確に示す。

具体例(シラバスの記載例)

- 12回以上の出席を単位取得の必須要件とする。
- 成績は、原則として、授業中の質疑応答の内容、課題・小テスト・中間テストの成績を50%、科目修了試験の得点を50%とした総合点を100点満点で換算し評価する。60点以上70点未満を可とし、70点以上80点未満を良、80点以上を優とする。
- 但し、優の評価に関して、80点以上の者の数が、全合格者の25%を超えるときは、概ね上位25%以内の者を優とし、残りの80点以上の者は、良とする。可の評価に関して、60点以上70点未満の者が、全合格者の10%に満たない場合には、成績の下位から概ね10%を可とする。

2) 評価の対象となる能力

成績評価の対象とする項目は以下のとおりとする。

基礎力

1. 設定された各授業科目の到達目標に達しているか。
2. 基礎的な概念の理解、基本的な法原則が正しく理解されているか。
3. 基礎的な概念、基本的な法原則が正しく法的推論に用いられているか。
4. 調査能力(判例・文献・外国法)

応用力

1. 法的思考力(具体的紛争を解決するための法的解釈力・法的推論能力)
 - (ア) 判断力(結果の妥当性への配慮)
 - (イ) 推理力(事実分析の能力、隣接諸科学・社会常識に基づく分析能力)

(ウ) 多元的な視点（具体的事例・課題の吟味，対立する立場からの立論と反論等）

2. プレゼンテーションの能力

(ア) 文章表現力

(イ) 口頭での対応力（ディベート能力）・表現力

3) 成績評価の準則

絶対的評価要件

1. 成績は，原則として，授業中の質疑応答の内容，課題・小テスト・中間テストの成績を50%，科目修了試験の得点を50%とした総合点を100点満点で換算し評価する。
2. 原則として，60点以上70点未満を可とし，70点以上80点未満を良，80点以上を優とする。

相対的評価要件

1. 80点以上の者が，全合格者の25%を超えるときは，概ね上位25%以内の者を優とし，残りの80点以上の者は良とする。
2. 可の評価に関して，60点以上70点未満の者が，全合格者の10%に満たない場合には，成績の下位から概ね10%を可とする。

4) 単位認定の方法

4分の3以上の出席を単位取得の必須要件とし，可以上の者に対して単位を与える。

5) 進級及び修了判定

1年次から2年次への進級に際しては，1年次第3学期に進級試験を行い，それに合格することを進級の要件とする。

進級試験は，憲法，民法，刑法，商法，民事訴訟法に関して1年次に履修した範囲で実施する。進級試験は，択一式と論述式で行う。2科目以内の不合格者には，追試験を行う。

1年次から2年次への進級要件は，の要件に加えて，法律基本科目を26単位以上修得し，かつ，取得した法律科目の絶対的評価要件の平均点が100点満点換算で70点以上とする。

2年次から3年次への進級に際しては，2年次第6学期に進級試験を行い，それに合格することを進級の要件とする。

進級試験は，公法総合，商法，民事訴訟法，刑事訴訟法，民事裁判実務の基礎に関して，2年次に履修した範囲で実施する。試験の形式は各科目につき択一式と論述式で行う。2科目以内の不合格者には，追試験を行う。

2学年から3学年への進級要件は，の要件に加えて，2学年終了時点で，2年次配当の法律基本科目と実務基礎科目を10単位以上を含め60単位以上修得し，かつ，2年次に取得した法律科目の平均点が100点満点換算で65点以上とする。

3年次第9学期に，修了試験を行う。

修了の要件は，修了のための単位取得の要件に加えて，3年次に履修した法律科目の平均点が，100点満点換算で，65点以上であり，かつ修了試験に合格することとする。

修了試験は，以下の7科目について，論述式と口述式で行う。

- 公法系科目
- 民事系科目
- 刑事系科目
- 租税法，国際私法・国際民事訴訟法，地方自治法，行政学，環境と法，

建築関係法，労働法（労働法 1 と労働法 2 の範囲），社会保障法，消費者法，医療紛争法，経済法，知的財産法（知的財産法 1 と知的財産法 2 の範囲），国際取引法，金融法，証券取引法，倒産処理法，倒産処理の実務，犯罪捜査学，法医学から 3 科目

- 企業会計 1，法と経済 1 から 1 科目

（資料 5）

4 履修モデル

1 履修モデルの考え方

- 1) 信州大学法科大学院の設立目的から要請される，
良き市民として地域社会とともにあり，強い倫理感と法令遵守の精神を有し，市民生活の法的助言者として活動する法曹にふさわしい実務能力の養成プログラム，
経済活動を理解し，企業における技術革新・開発・産業化及び企業経営の健全化に対応できる能力の養成プログラム，
地域固有の問題についての，正確な分析能力，適切な法的処理能力，事前予防のための政策立案能力の養成プログラム

の 3 つの法曹養成プログラムの例として，また，一般的に裁判官・検察官を志す学生のために，以下に履修モデルを例示する。裁判官・検察官を志す学生のための履修モデルでは，全ての学生が共通に履修する科目を除いた履修科目を中心に示している。

2 履修モデル

1) 知的市民法曹タイプ

地域社会とともにあり,市民生活の法的助言者として活動する法曹を目指した履修モデル

力点:市民生活において頻繁に生じる法律問題に対処できる能力の修得

学年	学期	法律基本	実務基礎	基礎法学・隣接	展開・先端	単位数
1	1	統治の基本構造 民法 1 民法 2 民法 5 民法入門演習				10
		10	0	0	0	
	2	基本的人権の基礎 民法 3 民法 4 刑事実体法 1 刑事実体法 2		企業会計 1		12
10		0	2	0		
3	3	民法 6 民法 7 商法 3 商法 4 民事訴訟法 1 刑事実体法演習				12
		12	0	0	0	
34						
2	4	行政法概説 商法 1 商法 2 民事訴訟法 2 民事訴訟法 3	法曹倫理		消費者法	14
		10	2	0	2	
	5	公法総合 1 刑事訴訟法 1 刑事訴訟法 2	民事裁判実務の基礎		労働法 1 労働法 2 知的財産法 1	14
6		2	0	6		
6	6	民商法総合演習	家事事件の実務 刑事裁判実務の基礎		経済法	8
		2	4	0	2	
36						
3	プレ					
	7	公法総合 2 刑事訴訟法演習	民事裁判実務		建築関係法 倒産処理法	10
		4	2	0	4	
	8	公法総合 3	刑事裁判実務	犯罪捜査学	社会保障法 法律学展開演習 8	10
2		2	2	4		
9	9	行政救済総合			環境と法 倒産処理の実務	6
		2	0	0	4	
26						
単位数		58	12	4	22	96
修了要件		58	12	4	22	96

2) 企業ビジネス法曹タイプ

企業経営者のアドバイザーとして経済活動を理解し、企業の技術革新・開発・産業化及び企業経営の健全化に対応できる法曹を目指した履修モデル

力点：会計理論を理解し、知的財産の管理、資金調達、企業再生、紛争予防に役立つ能力の修得

学年	学期	法律基本	実務基礎	基礎法学・隣接	展開・先端	単位数	
1	1	統治の基本構造 民法 1 民法 2 民法 5 民法入門演習				10	
		10	0	0	0		
	2	基本的人権の基礎 民法 3 民法 4 刑事実体法 1 刑事実体法 2		企業会計 1		12	
10		0	2	0			
3	3	民法 6 民法 7 商法 3 商法 4 民事訴訟法 1 刑事実体法演習				12	
		12	0	0	0		
2	4	行政法概説 商法 1 商法 2 民事訴訟法 2 民事訴訟法 3	法曹倫理			12	
		10	2	0	0		
	5	公法総合 1 刑事訴訟法 1 刑事訴訟法 2	民事裁判実務の基礎		労働法 1 知的財産法 1 証券取引法	14	
		6	2	0	6		
	6	6	民商法総合演習	契約の実務 刑事裁判実務の基礎		経済法	8
			2	4	0	2	
3	プレ				国際私法・国際民事訴訟法(集中)	2	
	7	公法総合 2 民事訴訟法総合演習 刑事訴訟法演習	民事裁判実務	企業会計 2	租税法 倒産処理法	14	
		6	2	2	4		
	8	公法総合 3				金融法 国際取引法	6
2				0	4		
9			企業法の実務		環境と法 倒産処理の実務	6	
		0	2	0	4		
単位数		58	12	4	22	96	
修了要件		58	12	4	22	96	

企業経営に明るい法曹を目指す場合の他の選択例

基礎法学・隣接科目：法と経済 1，法と経済 2，中国ビジネス法
実務基礎科目：ロークリニック 展開・先端科目：租税法

科学技術に強い法曹を目指す場合の他の選択例

基礎法学・隣接科目：法と経済 1，法と経済 2 実務基礎科目：ロークリニック
展開・先端科目：環境と法，建築関係法，医療紛争法，知的財産法 2，犯罪捜査学，
法医学，現代法特別講義 1（生命と法）

3) 地域密着・政策志向法曹タイプ

地域固有の問題についての、正確な分析能力、適切な法的処理能力、事前予防のための政策立案能力を備えた法曹を目指した履修モデル

力点：地方公共団体、公的機関等が抱える法律問題に迅速に対応できる能力の修得

学年	学期	法律基本	実務基礎	基礎法学・隣接	展開・先端	単位数
1	1	統治の基本構造 民法1 民法2 民法5 民法入門演習		法と経済1		12
		10	0	2	0	
	2	基本的人権の基礎 民法3 民法4 刑事実体法1 刑事実体法2				
10		0	0	0		
3	3	民法6 民法7 商法3 商法4 民事訴訟法1 刑事実体法演習				12
		12	0	0	0	34
2	4	行政法概説 商法1 商法2 民事訴訟法2 民事訴訟法3	法曹倫理		消費者法	14
		10	2	0	2	
	5	公法総合1 刑事訴訟法1 刑事訴訟法2	民事裁判実務の基礎	行政学	労働法1	12
6		2	2	2		
6	6	民商法総合演習	民事裁判実務の基礎		経済法	6
		2	2	0	2	32
3	プレ			0	0	0
	7	公法総合2 刑事訴訟法演習	ロークリニック(通年) 民事裁判実務		法律学展開演習1 租税法 建築関係法	14
		4	4	0	6	
	8	公法総合3	民事保全の実務		社会保障法 法律学展開演習8	8
2		2	0	4		
9	9	行政救済総合			環境と法 倒産処理の実務 地方自治法	8
		2	0	0	6	30
単位数		58	12	4	22	96
修了要件		58	12	4	22	96

4) 裁判官を目指した履修モデルのための科目群

法律基本科目

行政救済総合，民事訴訟法総合演習，刑事政策と法，経済刑法

実務基礎科目

法曹倫理，ロークリニク，家事事件の実務，民事裁判実務の基礎，民事裁判実務，民事保全の実務，刑事裁判実務の基礎，刑事裁判実務

基礎法学・隣接科目

外国法特別演習 2，法と経済 1，企業会計 1，法の創造と時代思潮，犯罪捜査学

展開・先端科目

現代法特別講義 2 (刑事司法の現代的課題)，労働法 1，労働法 2，消費者法，経済法，知的財産法 1，金融法，証券取引法，倒産処理法，倒産処理の実務

5) 検察官を目指した履修モデルのための科目群

法律基本科目

行政救済総合，刑事政策と法，経済刑法

実務基礎科目

法曹倫理，ロークリニク，民事裁判実務の基礎，民事裁判実務，民事保全の実務，刑事裁判実務の基礎，刑事裁判実務

基礎法学・隣接科目

人文学部より心理学，外国法特別演習 2，法と経済 1，企業会計 1，行政学，犯罪捜査学，法医学

展開・先端科目

現代法特別講義 2 (刑事司法の現代的課題)，租税法，環境と法，労働法 1，経済法，知的財産法 1，金融法，証券取引法，刑事特別法実務演習

4 教員の資質維持向上の方策

1 基本方針

1 教員資質維持向上に関する考え方

- 1) 従来 of 法学教育に対する反省からの出発
従来 of 法学教育での理論と実務の乖離を真摯に反省し、実務法曹を養成する法科大学院の教育では、理論と実務の有機的連関の実現を問題意識として、全ての教員が共有するところから出発する。
- 2) 研究者教員と実務家教員の連携と検証による自己点検評価
研究者教員と実務家教員は、互いに連携し合いながら、相互の研究・教育の内容が法曹教育に最適なものであるかどうかを厳格にかつ建設的に精査する必要がある。
- 3) 専門家による外部評価と学生による評価
外部の専門家及び受講者の評価を真摯に受け入れ、教育体制、教育内容、履修指導、設備の改善を行わなければならない。
- 4) 法曹倫理および組織的社会的責任の考え方の教示
教員は法曹倫理および組織的社会的責任（CSR）の考え方を修得し、法曹倫理科目の授業のみならず、各授業科目においても随時法曹倫理および組織的社会的責任に言及し法曹教育の質を高めることに努める。

2 教員資質維持向上の方策の実施主体

- 1) 実施の体制と役割
 - F D 委員会
教員研修会等 F D の企画、立案、実施
個別教員の教育内容・履修指導の改善支援
 - 学務委員会
教育内容、教育方法、カリキュラム構成その他の改善
 - コンプライアンス委員会
法令遵守の徹底
 - 実務研修会・理論研修会
実務能力の涵養・理論研究の充実
 - 法律学研究会
実務と密接した研究活動
 - 中期計画・認証評価委員会
入試・教育・学生指導・学生支援・研究・F D・設備に対する自己点検評価の実施及び外部評価への対応、準備
 - 外部評価委員会
入試・教育・学生指導・学生支援・研究・F D・設備に対する外部評価、改善点等の指摘
 - 研究・紀要委員会
紀要及び研究の充実

学生による評価
授業内容・履修指導に対する評価

2 教員の資質維持向上のための具体的方策

1) F D委員会

F Dの企画，立案，実施を担当する組織としてF D委員会を設置する。F D委員会の下に実務研修会と理論研修会を置く。F Dの有効な活動のために，F D委員会は，学務委員会，中期計画・認証評価委員会，外部評価委員会，研究・紀要委員会，コンプライアンス委員会と連携する。F Dの企画，立案，実施に当たって，自己点検評価の項目と評価の視点における教育内容，教育方法，成績評価と現実の教育効果，教員の教育能力の向上を対象とし，大学評価・学位授与機構等の基準を十分に斟酌する。また，F D委員会は，信州大学の法曹教育における教育の理念と目的を考慮した教育課程の編成の基本方針及び理論と実務の架橋のための具体的取り組み履修指導の基本方針及び履修指導の具体的方法，教員の資質維持向上の方策を十分に斟酌して講義・演習科目の内容及び方法の改善を指導する。その上で，各専任教員に対して適宜改善指導を行うとともに，実質的に改善がなされたかどうかの検証を行う。その際に，講義・演習関連資料，授業アンケート，授業参観，講義・演習担当者研修会報告の内容を参考にする。

これまでに実施した具体的施策は，以下のとおりである。

法科大学院開講までに，専任教員による下記の模擬講義を行った。

平成15年度

回	日 程	時 間	模擬講義科目	担当教員
1	平成15年 4月26日(土)	13:00～14:30	商法	長瀬
		15:00～16:30	刑法	星
		16:40～19:30	研究会	
2	5月31日(土)	13:00～14:30	民法	宗村
		14:50～17:00	研究会	
3	6月21日(土)	13:00～14:30	労働法	渡邊
		14:50～17:00	研究会	
4	7月19日(土)	13:00～14:30	法曹倫理	佐藤
		15:00～16:30	民事裁判実務の基礎	高橋
		16:40～19:30	研究会	
5	9月27日(土)	13:00～14:30	刑事裁判実務の基礎	鈴木
		15:00～16:30	消費者契約法	山岸
		16:40～19:30	研究会	
6	10月25日(土)	13:00～14:30	統治の基本構造	又坂
		15:00～16:30	家事事件の実務	神田
		16:40～19:30	研究会	
7	11月29日(土)	13:00～14:30	刑事実体法演習	諏訪
		16:40～19:30	研究会	
8	12月20日(土)	13:00～14:30	ロークリニック	林
		15:00～16:30	民法1	後藤
		16:40～19:30	研究会	
9	平成16年	13:00～14:30	民法3	瀬々

	1月24日(土)	15:00～16:30	研究会	
10	3月27日(土)	13:00～14:30	証券取引法	長瀬
		15:00～16:30	環境と法	中島
		16:40～19:30	研究会	

平成16年度

回	日程	時間	模擬講義科目	担当教員
11	4月24日(土)	13:00～14:30	法律学展開演習 4	宗村
		16:40～19:30	研究会	
12	5月29日(土)	13:00～14:30	会社法	米田
		16:40～19:30	研究会	

法科大学院開講後は、開講される全科目につき、実際の講義を対象とした研修会を実施し、教育内容に対する客観的評価と改善策の策定を、実務家教員を含む、全ての専任教員に対して義務付けている。

平成17年度は、9月16日までに、以下のとおり4回の教員研修会を行った。

回	日程	担当教員 (担当科目)	研修内容
1	7月5日(火)	後藤 泰一	「民法2」の講義を参観した。 講義終了後、そのピア・レビューを前提として、教員間で講義技法の向上等の意見交換を行った。
2	7月8日(金)	角田 光隆	「民法5」の講義を参観した。 講義終了後、そのピア・レビューを前提として、教員間で講義技法の向上等の意見交換を行った。
3	7月22日(金)	後藤 泰一 (「民法1」「民法2」) 角田 光隆 (「民法5」 「民法入門演習」)	1学期に担当した全ての講義について、授業の進め方、教育方法、内容並びにカリキュラムの改善等のプレゼンテーションを行った。 さらにそれらを踏まえ、今後の改善策について教員間で意見交換を行った。
4	8月26日(金)	岡田 俊幸 (「統治の基本構造」)	1学期に担当した講義について、授業の進め方、教育方法、内容並びにカリキュラムの改善等のプレゼンテーションを行った。 さらにそれらを踏まえ、今後の改善策について教員間で意見交換を行った。

上記の教員研修会を通じて、今後の改善策として以下のような成果が得られた。

講義内容については、基礎概念の理解を徹底させることの重要性が示された。また、講義の進め方については、反復学習の必要とそれに伴う小テスト・課題を有効に利用する工夫等が示され、今後の授業に活かすこととした。

さらに、他大学との意見交換などにより法科大学院で実施されている教育実践例を検討し、本学法科大学院での効果的教育モデルを作成することとした。

2) 学務委員会

学務委員会は、自ら進んで、あるいは、学生からの個別学習相談、授業評価、自己点検評価に基づく指摘、外部評価委員会からの指摘を踏まえて、教育内容、教育方法、カリキュラム構成その他の一般的な改善を行う。

3) コンプライアンス委員会

研究科業務が学内外の諸ルールを遵守しているかを定期的に点検し、不十分な点について改善を提言し、法科大学院における法令遵守の徹底を図る。

4) 実務研修会・理論研修会等

実務研修会

研究者教員の実務理解力を増進するため、弁護士会等の実務家を講師とする実務研修会を定期に実施する。

理論研修会

実務家教員の理論教育面での能力向上のために、先端的法理論に関して、外部研究者を含む研究者を講師とする理論研修会を定期的実施する。

海外ロースクールでの研修

平成15年度から16年度にかけて米国ロースクールでの研修実績がある。今後も、積極的に教員の短期・長期の研修機会を設ける。

5) 法律学研究会

平成13年度より、経済システム法学科教員と、長野県弁護士会とで年6回実施している法律学研究会をさらに充実することにより、実務と密接した研究活動を行う。

6) 中期計画・認証評価委員会

隔年に、入試・教育・学生指導・学生支援・法令遵守・FD・研究等の諸項目につき、自己点検評価を実施するとともに、外部専門家による外部評価への対応、準備を行う。

7) 外部評価委員会

教育内容・教育方法を中心に専門家による外部評価を、自己点検評価を実施した翌年に実施し、常に改善を行う。

平成17年度から隔年1回の自己点検と外部評価を実施する。

自己点検及び外部評価の結果は報告書として公表する。

8) 研究・紀要委員会

法科大学院は、従来の研究者養成のための大学院とは、性質を異にするとはいえ、質の高い法曹養成を実現するためには、各教員は何より法律に対する深い学問的陶冶と研鑽に裏打ちされた学識・経験がなくてはならない。そこで、信州大学法科大学院では、これまでに増して、法律学の研究体制を充実することがより質の高い教育内容に繋がると考え、以下の事項を実施する。

紀要の充実

1. 「信州大学法学論集」への法曹実務家の投稿公開

「信州大学法学論集」への法曹実務家などの論文掲載の機会を広げ、実務的課題についての研究領域の展開を進める。

2. 投稿内規の採択

平成17年6月24日の研究科教授会において「信州大学大学院法曹法務研究科『紀要』『スタッフペーパー』投稿内規」を採択した。同内

規は、外部の専門家による査読制の導入，研究・紀要委員長が完成論文等を受理した日時『信州大学法学論集』への記載，研究・紀要委員会による論文等の管理・運営記録の作成・保持等の事項を定める。

ロークリニックへの研究者教員の参加

実務家教員が担当する「ロークリニック」に順次定期的に研究者教員が参加することにより，研究者教員に対する実務研修としての機能を持たせる。

9) 学生による評価（授業評価）

各授業科目の授業内容・授業方法・履修指導等に関しては各科目の開講後5回終了時に1回目の評価を行い科目試験終了後に2回目の評価を行う。学生の修学全般に関する諸項目につき，少なくとも年1回学生による評価を実施する。

5 法学部・法学研究科教育との関係

1 経済学部経済システム法学科の法学教育との関係

1 基本構想 教育目的・教育内容の再編成とその影響

- 1) 信州大学には、法学部は設置されていない。法学教育は、経済学部の経済システム法学科で行われている。経済学部は経済学科及び経済システム法学科の2学科で構成されている。
法科大学院設置にともない、経済システム法学科は、14名の教員により、法と政策、法と経済をキーワードとする教育体制となる。
新経済システム法学科の入学定員を10名減じ、60名(3年次編入10名外数)とする。
- 2) 経済システム法学科は、平成7年に「法と政策に強い人材の育成」と「地域諸課題の発見・解決」をキーコンセプトに設置され、体系的な実定法教育を基礎とし、経済、経営、政治、行政等の社会科学諸分野と連携して、制度構想や政策設計を視野に入れた教育を行ってきた。
- 3) 法科大学院の設置に伴い、新経済システム法学科における法学教育は基礎的な法学知識の修得を目的とするものに変更される。
- 4) 経済学科との一体的なカリキュラム運用を図り、従来以上に社会科学諸分野との連携を重視した教育体制の下に、「地域諸課題の発見・解決」能力を有する人材を養成する。
- 5) 現学科では法律学の体系的知識をベースに政治学、行政学、経済学・経営学等を二ーズに合わせて履修する体制であったが、新経済システム法学科では行政学、政治学、経済学等の領域にある政策系科目の履修を中心とし、基礎的法律知識(リーガルマインド)をあわせ履修する体制となる。
- 6) 実定法学担当教員の数が10名から7名に減少するが、これは新経済システム法学科の教育目標を上記のごとく絞り込んだ結果であり、目標達成に必要な基礎的な法学知識の習得を図るためには十分である。
- 7) 経済学科の教育内容も見直し、段階的に、政策に焦点を絞った教育体制を構築する。

(資料10)

2 経済システム法学科を存置する理由

- 1) 経済システム法学科では、法律・政治系科目と経済系科目をバランスよく履修でき、かつ修了後の進路が比較的イメージしやすいという理由から、多くの志願者を集めてきた。また、地域においては法曹養成教育以外の法学教育に対するニーズは、特に公務員志望者を中心に極めて高い。

- 2) 本学科の存置により、経済システム法学科で従来行われてきた体系的な法学教育を法科大学院へ移行した後も、法曹養成教育以外の法学教育に対する地域ニーズに応える体制を維持できる。

3 新経済システム法学科の概要

1) 構成

改組後の新経済システム法学科の人的構成は以下のとおりである。

実定法学 7 , 政治学 3 , 経済学 1 , 行政学 1 , スポーツ 2

2) 教育目標

「地域諸課題の発見・解決」能力を有する人材を養成する。

経済学科との連携を従来以上に緊密化し、経済学科との一体的なカリキュラム運用を図る。

行政学、政治学、経済学等の領域にある政策系科目の履修を中心とし、隣接社会科学の各分野を広く教育し、あわせて基礎的法律知識（リーガルマインド）の教育を行う。

3) 教育内容

新学科ではカリキュラム上実定法科目は教育目標達成のために真に必要な基礎的な科目に絞り込み、政治学、行政学、経済学等の政策系科目を多く配置する。

経済学科との統一カリキュラム運用を図る。

(資料 10)

2 経済・社会政策科学研究科における法学教育との関係

- 1) 経済学部基礎をおく既存大学院として経済・社会政策科学研究科に、経済・社会政策科学専攻地域イニシアティブコースとイノベーション・マネジメント専攻（独立専攻）がある。いずれにも、法律系の科目が展開されているが、法科大学院の開講によって影響を受けることはない。
- 2) 地域イニシアティブコースは、地域の社会人を対象とするリカレント教育を目的とするもので、地域における政策課題に、よりの確に対応できるよう教育体制の見直しを行い、平成 15 年度より実施している。
- 3) イノベーション・マネジメント専攻（独立専攻）は、平成 15 年度に長野市若里キャンパスに設置され、社会人対象の夜間主コースとして開講している。
- 4) 既存大学院は教育目標・内容・対象を法科大学院とは異にしているため、志願者の競合等の問題は生ぜず、逆に三者相まって高度専門職業人の育成という今日の大学に課せられた社会的使命をより良く、かつ、より広い対象者に、その使命を具体化することが可能となる。

6 入学者選抜の概要

1 アドミッション・ポリシー

1 基本方針

1) 入学者定員と選抜態様

入学者定員は、40名とし、3年コースのみとする。

多様な人材を受け入れるため、次の入学者枠を設ける。

1. **高度技術法曹枠**（定員の20%程度8名を限度とする）

2. **地域法曹枠**（定員の20%程度8名を限度とする）

3. **一般枠**（定員の60%程度）

入学志願者は、いずれの枠によって選抜を受けるかを志願時に申請する。3つの枠を複数にわたって重複して志願することはできない。

2) アドミッション・ポリシー

「つねに良き隣人たる法曹」になるために必要な、当事者、被告人や被害者・家族の心の傷みを理解することができる人格を備えた者を受け入れる。今後の法曹には、国内外の経済・社会の動向、科学技術の発展、形態・価値が変動する人間・家族関係に対する透徹した洞察力、そして社会常識に適った分析力判断力が求められる。そこで、幅広い教養、深い社会的知性、論理的な理性、豊かな人間性を備えた人材を積極的に受け入れる。

多様なバックグラウンドを持った人材に法曹への門戸を開放するという法科大学院制度の趣旨を遵守し、法律学の既修未修を区別することなく、学部履修課程で多様な専門的領域における知識・学芸を修得し高い教養を保有している者を積極的に受け入れる。

法律学既修者のための特別コースは設けない。既修未修の区別なく全て3年制とする。法律学関連の科目に係る入学試験は実施しない。

社会的活動・関心や職業的体験などを通して法曹の職につくことを希望する者を積極的に受け入れる。そのため、法曹への意欲のみならず、これまで従事してきた社会貢献活動や職業的経験・経歴など、社会経験や社会・職業上の実績を積極的に評価する。とくに、NPO活動分野や金融取引・国際取引分野などからの人材の受け入れが期待される。

科学技術の発展普及に応じた法曹を養成していくために、サイエンティフィック・マインドを保有している者を積極的に受け入れる。

住民の高齢化や経済的基盤の低下など、地域社会の諸問題に対処する能力を有する法曹を養成していくために、「地域法曹となる意欲・使命感をもつ者」を積極的に受け入れる。

3) 社会人・他学部出身者の受け入れ

信州大学法科大学院は、多様なバックグラウンドをもつ人材を積極的に受け入れるため、特に科学技術について専門的な知識・経験を有する志願者や、将来地域法曹として活躍しようとする強い意欲を有する志願者に対して、特別の選抜枠を設け、積極的にこれらの者を受け入れる。具体的には、高度技術法曹枠は半数程度、地域法曹枠は4分の1程度、一般枠は4分の1程度について、それぞれ社会人・他学部出身者を優先的に合格させる措置をとる。以上により、全体として社会人・他学部出身者を合格者の3割程度の割合で受け入れることとする。

	定員数 (人)	社会人・他学部 出身者数(人)(最低)	割合
高度技術枠	8	4	50 %
地域法曹枠	8	2	25 %
一般枠	24	6	25 %
合計	40	12	30 %

信州大学法科大学院では、「社会人」とは、「大学卒業後入学年の3月31日の時点で満3年を経過したこととなる者」とする。「他学部出身者」とは、「法学系学部・学科以外の出身者」とし、出願時における出願者本人の申告と提出する学業成績書等に基づき、出身学部名・学科名の他、学部の取得単位数のうち法律科目が3分の1に満たない等を目安に、信州大学法科大学院で判定する。該当する法律科目は信州大学法科大学院で判定する。

志 願 者 区 分		社会人・他学部出身者の該当
法学系学部・学科以外の出身者		
法学系学部・学科の出身者	大学卒業後入学年の3月31日の時点で満3年を経過した者	
	大学卒業後入学年の3月31日の時点で満3年を経過していない者	×

2 入試に3つの枠を設ける理由

1) 高度技術法曹枠(サイエンティフィック・マインドを保有している者)

今日の科学技術の先端的展開は急激であり、国内外での競争は熾烈を極めていいる。この研究開発された権利の保護保全を確実にするとともに、高度に専門化し急増している科学技術紛争については専門的知識をもつ法曹が対処することが必須である。また工学・理学・生命科学領域の知的財産権の保護の必要は急迫しており、激増する医療紛争には高度な医学知識を必要としている。従って、このようなサイエンティフィック・ナレッジとマインドを修得している人材を法曹に導くことは急務であり、理工学系・医学系を中心とした自然科学系及び、純粋数理・応用数理・経済数理などの数理学系の学部卒業(見込)者に対する門戸の開放を進めることとする。また、同様の視点から弁理士、高度情報処理技術資格者などの専門的資格の保持者、企業・行政出身の専門的技術者や研究者にも門戸の開放を進める。これらの枠の入学者は定員全体の20%(8人)を限度とする。

2) 地域法曹枠 (地域法曹を志す者)

信州大学法科大学院は、長野県に立地しており、山梨県・富山県・新潟県・岐阜県などに隣接している。これらの地域では必ずしも法曹サービスが十分に供給されておらず、地方裁判所の支部や地方検察庁の支部の管轄地域には法曹が稀少である地域が多い。このような地域法曹の弱体と偏在の下では、地域社会のニーズに到底応えることができず、権利行使の社会的基盤をますます弱めている。地域社会のニーズに応える地域法曹を積極的に育成するべく、入学者選抜に地域法曹枠を設ける。
地域法曹枠の入学者は定員全体の20%(8人)を限度とする。

3) 一般枠

信州大学法科大学院は、通常の枠として、実定法学の既修未修、法学系非法学系を区別することなく、3年間(9学期)の一般履修の入学生枠(定員全体の60%・24人程度)を設ける。

この枠を志望する者は、各種の専門学部において、各種の専門的知識・学芸の修得に加えて、十分な教養を保有していることが求められる。単に学部レベルに止まらず、法曹への志に繋がる有益な社会的活動や職業経験のある者や格別に顕著な社会的知性を保有する者を高く評価し、入学者選抜を行う。

4) 入学志願者は、高度技術法曹枠・地域法曹枠・一般枠のいずれによって選抜を受けるかを志願時に申請する。3つの枠を重複して志願することはできない。

2 入学者の選抜方法

1 多様な人材を受入れるための具体的方策等

1) 入学者選抜の判定対象事項

入学者選抜の判定対象事項は次のとおりである。

法科大学院入学者適性試験の成績

1. 大学入試センターが実施する試験の成績通知書
卒業(見込)大学の所属学部の成績(証明書)
志望理由書(エントリーシート)

1. 信州大学法科大学院の指定様式による。

語学能力(証明書)

1. 英語の場合、TOEFL又はTOEICの成績証明書、英語検定試験の合格証のコピー、英語学校の資格検定試験合格証のコピーなど
2. 独語、仏語、スペイン語、中国語、その他外国語については個別に検討する。

社会活動・職業活動・専門資格

1. 所定の自己申告書の該当欄に記載を求める。
2. 社会活動・職業活動の実績についてはこれを示すものの添付を求める。
(例えば掲載記事、志願者の執筆エッセー等の添付が可能であれば添付を求める。)
3. 専門資格はその資格証のコピー等の添付を求める。

小論文

面接（地域法曹枠のみ）

1. 地域法曹枠の入学志願者は“地域法曹となる意欲・使命感”について適性を確かめるため、第1次選抜後に信州大学において面接を行う。

その他入学者選抜に際し入学適性を特に示す事項

1. 上記以外に入学適性を顕著に示すものがあればこれを添付してもよい。

2) 対象とする法科大学院入学者適性試験

法科大学院入学者適性試験は、大学入試センターが実施する適性試験のみを採用する。

3) 第1次選抜

入学志願者が定員の5倍を超えたときは、第1次選抜を行うことがありうる。

第1次選抜は、法科大学院入学者適性試験の成績により、高度技術法曹枠・地域法曹枠・一般枠の志願者全員を対象に選抜する。

4) 入学者選抜（第2次選抜）の評点の配分

以下のとおりとする。

3つの入学者選抜枠に共通して、A事項（試験成績事項）＝「適性試験の成績」と「課題小論文の成績」、B事項（特別評価事項）＝「志望理由書・語学能力・学部の成績・社会活動等・その他顕著な適性の総合的な評価」を判断事項とする。

A事項の「適性試験」及び「小論文試験」は、本研究科における高度の専門教育を受けるために必要な論理的能力や思考力を判定するためのものである。小論文試験では、適性試験によっては判定が難しい論理展開力や事案解明能力の有無を試験する。適性試験と小論文試験の成績割合は6対4とする。

B事項の「志望理由書・語学能力・学部の成績・社会活動等・その他顕著な適性の総合的な評価」は、それぞれの入学者選抜枠ごとに、評点化し判定する。

高度技術法曹枠では、科学技術や自然科学に関連する資格や経験を重点要素として評点化し判定する。

地域法曹枠では、地域における社会活動、職業経験を重視して評点化する。これに加えて、地域法曹枠では、とくに面接試験を行い、地域法曹として地域の法曹過疎の解消に対する意欲や姿勢を確認し、これらを重点要素として評点化し判定する。

一般枠では、A事項とB事項を総合して合否を決定する。すなわち、A事項＝適性試験（成績割合6）及び小論文試験（成績割合4）の成績と、B事項「志望理由書・語学能力・学部の成績・社会活動等・その他顕著な適性の総合的な評価（志望理由書から判断される意欲・動機や、資格その他）」とを総合して評価し、合否を決定する。A事項とB事項の成績割合は、A事項10、B事項5とする。一般枠では、合格者のうち4分の1程度が社会人・他学部出身者となるように配分する。

高度技術法曹枠では，本研究科における高度の専門教育を受けるために必要な論理的能力や思考力を具備していることを前提として，科学技術・医学等の分野における高度の専門的知識や資格とそれに基づく職業経験等に着目し，それを主たる評価基準として可否を判定する。具体的には，高度技術法曹枠の志願者のうちA事項の成績が一定の範囲にある者について，B事項の各要素を評点化した成績の上位者8名を合格者とする。合格者の半数程度が社会人・他学部出身者となるように配分する。地域法曹枠では，地域に貢献する法曹を養成するという政策的見地をも重視して選抜を行うものである。本研究科における高度の専門教育を受けるために必要な論理的能力や思考力を具備していることを前提として，意欲，動機，これまでの社会的経験，資格等に着目し，それらをも加味して選抜を行う。具体的には，地域法曹枠の志願者のうちA事項の成績が一定の範囲にある者について，B事項の各要素を評点化した成績の上位者8名を合格者とする。ただし，上記一定の成績の範囲にある者が8名に満たない場合は，その範囲とする。合格者のうち4分の1程度が社会人・他学部出身者となるように配分する。

入学者選抜枠	A事項 (試験成績事項)		B事項 (特別評価事項)	判定方法
一般枠			志望理由書・語学能力・学部の成績・社会活動等・その他顕著な適性の総合的な評価	A事項(10) + B事項(5)の総合点
高度技術法曹枠	適性試験 (成績割合6)	小論文 (成績割合4)	+ 科学技術・自然科学に関する資格 + 科学技術・自然科学に関する職業経験	A事項で一定範囲の者を選抜し，B事項のみで判断
地域法曹枠			+ 地域における社会活動 + 地域における職業経験 + 面接試験の成績	A事項で一定範囲の者を選抜し，B事項のみで判断

〔判定手順〕

一般枠	A事項(10)	+	B事項(5)
高度技術法曹枠	A事項	選抜後	B事項
地域法曹枠	A事項	選抜後	B事項(面接付加)

5) 入学者選抜(第2次選抜)の判定方法

高度技術法曹枠の入学志願者から上位8名を限度として選抜する。

地域法曹枠の入学志願者から上位8名を限度として選抜する。

定員全体から高度技術法曹枠・地域法曹枠によって選抜された人数を引いた残余の人数を，一般枠の入学志願者の上位者から選抜する。

高度技術法曹枠の志願者は，一般枠志願者より不利な取り扱いはしない。

すなわち，高度技術法曹枠の志願者については，まず高度技術法曹枠の合格者判定基準に従い，高度技術法曹枠内で合格者が成績上位者から8名に達した場合，残りの高度技術法曹枠の志願者を一般枠に組み入れて一般枠の志願者として取り扱い，一般枠の合格者判定基準で再判定する。

地域法曹枠については，他の2つの選抜枠とアドミッション・ポリシー及び合格者選抜の判定要素が異なるため，地域法曹枠の合格者が8名に達した場合でも，残りの地域法曹枠志願者を一般枠に組み入れて一般枠志願者として扱うことはしない。

合格者の決定・通知方法

合格者の決定方法は rolling admission process 方式による。すなわち、合格者の決定は必要に応じて数次に分けて行い、本人に通知して速やかな入学手続を行う。入学定員に満たない場合は順次合格者を決定し入学手続をとった後、入学者が確定する。

入学許可又は入学不許可の通知は、入学志願者に対して文書にて行う。

6) 入試日程 未定

2 入学定員の根拠について

1) 入学定員は40人とし、その内訳は高度技術法曹枠を8人程度、地域法曹枠を8人程度、一般枠を24人程度とする。

2) 入学定員を40人とする理由は以下のとおりである。

2003年時点での長野県の弁護士数は117名(全国の弁護士約19,500人のうち0.6%を占めるに過ぎない。)で、弁護士1人当たりの人口は18,949人であり、全国平均6,294名に比べると、約3分の1の弁護士数である。これを、2003年時点での全国平均まで引き上げるためには、さらに、235名の弁護士が、直ちに必要となる。しかし、最近6年間の弁護士の長野県弁護士会への新規登録者数は、年間平均2.17名であり、仮に既登録者に減員がないと、非現実的な想定をした場合でも、全国平均にいたるまでには、100年以上かかることになる。

司法制度改革審議会意見書 - 21世紀の日本を支える司法制度 - 平成13年6月12日司法制度改革審議会では、平成30(2018)年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模(法曹1人当たりの国民の数は約2400人)の達成を推計している。この推計をもとに、長野県における弁護士の必要人数を推計すると、必要とされる弁護士数は、910名であり、現登録者数からさらに、793名の増加が必要となる。これを、先の新規登録率で推計した、予想年間新規登録者数で除すると、達成までに、100年以上要することとなる。仮に、新規登録者率が最近の平均の3倍となると仮定したとしても、34年かかることになる。これでは、とうてい、長野県においては、司法制度改革審議会の目標とする平成30(2018)年、法曹1人当たりの国民数=約2,400人の達成は期待できない。達成のためには、長野県に法曹として定着する人員を毎年52名以上確保する必要があることになる。そのためには、地域に定着することが期待できる人材を入学者選抜の段階から、長野県内独自で、人口の変動等の要因を別にして、毎年約8~10人以上が長野県の地域法曹活動に従事する弁護士として育成する必要がある。

また、法科大学院設立後に予定されている毎年の法曹養成数3000人を人口比で考えると、長野県において期待される法曹養成数は約52人であり、新司法試験の合格率を非常に高く想定しても、最低限40~50人程度の入学定員を確保する必要があると考えられる。

長野県だけではなく山梨県・富山県・新潟県・岐阜県などの隣接地域を含めても、法曹需要に対し十分に対応できる法曹養成体制が整っているとは言い難く、以上を勘案して信州大学法科大学院の入学定員を40人とするものである。

7 各施設，学生の自習室等の考え方

1 施設

1 基本的な考え方と具体的な対応策

- 1) 法科大学院における教育体制を万全なものとするため，教室・演習室・学生自習室等の教育スペースを確保し，また，図書資料室や教員研究室等の整備を行う。当面は，旭キャンパス（松本市）の経済学部棟を中心とする既存施設を積極的に有効活用し，必要なスペースを確保する。

教室

講義用教室及び演習室については，経済学部棟及び共通教育棟の教室と演習室を利用することによって対応する。

また，講義室を年中無休・24 時間利用可能とすることにより，学生が自由に討論・談話する環境を整えた。

模擬法廷教室

人文・経済学部棟の円形階段教室に移動式裁判官席を設置し，模擬法廷教室として利用する。

学生自習室

全在学生分の机，椅子，情報関連設備及び端末（LAN）を備えた学生自習室を整備し，年中無休・24 時間利用可能とした。

自習室には，書誌情報，法令集，判例（ネット・サービスを含む），基本図書（1000 冊以上）・法学雑誌，法情報（ネット・コンテンツを含む）を備え付けた。

図書資料室

既存の経済学部図書資料室を利用する。

教員研究室

教員増に伴う研究室は，経済学部棟，人文・経済学部棟及び旭合同研究棟において整備した。

（資料 11）

- 2) コンピューター，マルチメディア教材の利用

法科大学院の学生に対して，TKC による法科大学院研究教育支援システムを導入した。これにより，学生は，ネット回線を通じて，24 時間自宅からも教材等にアクセス可能な状態にある。例えば，シラバス，教科レジュメ，教材，判例，資料等のオンライン配布・閲覧，レポートの提出が可能である。

- 3) 参考図書の充実

現在内外の主要な法律雑誌，各専門書は，すでに備え置かれており，大学院生は，常時閲覧可能である。

平成 14 年度，平成 15 年度法科大学院設立準備図書充実資金として，学長裁量予算により，法科大学院の学生向け図書の充実を図った。

雑誌等の DVD 化も順次進行中である。

海外文献情報データベースとして LEXIS NEXIS を，国内法律文献情報データベースとして TKC の LEX / DB 及び，第一法規のリーガル・リサーチシステムを導入した。

2 専用施設の建設

- 1) 前述のとおり、法科大学院が行う教育に必要な教室等の諸設備は、既存施設の有効活用と整備によって十分に確保することができる。しかし、教育研究体制をより一層充実強化するとともに、教育効果を高めるためには、以下のとおり床面積2400㎡程度の建物を建設し、必要な施設等の計画を視野に入れる必要がある。

教室・演習室

- | | |
|-----------------|----|
| 1. 50席の教室(70㎡) | 2室 |
| 2. 法廷教室(200㎡) | 1室 |
| 3. 円卓法廷教室(70㎡) | 1室 |
| 4. 30席の演習室(40㎡) | 6室 |

学生用施設

- | | |
|----------------------|----|
| 1. 200席の共同自習室(400㎡) | 1室 |
| 2. 学生討論室(80㎡) | 1室 |
| 3. 学生リフレッシュコーナー(40㎡) | 1室 |
| 4. 学生相談室(30㎡) | 1室 |
| 5. 図書室(資料庫を含む)(400㎡) | 1室 |

教員研究室等

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 教員研究室(23㎡) | 20室 |
| 2. 非常勤講師研究室(23㎡) | 2室 |
| 3. 研究会室(80㎡) | 1室 |
| 4. 共同研究作業室(50㎡) | 1室 |
| 5. 法律相談室(40㎡) | 1室 |
| 6. 法科大学院法律事務所(40㎡) | 1室 |

その他

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 会議室(60㎡) | 1室 |
| 2. 研究科長室(応接室兼用・60㎡) | 1室 |
| 3. 事務室等(80㎡) | 1室 |

- 2) 演習室には情報関連設備及び端末(LAN)を学生及び教員数分設置する。
- 3) 各教室にはプロジェクターを設置し、法廷教室には単に実務のシミュレーションを行うというだけでなく、それを録画し、再生しながら逐一検討を行うため、その関連機器を設備する。

2 学生の自習室等の考え方

1) 学生の自習室等の考え方

信州大学法科大学院では、1授業科目(2単位)を90分15回(全22.5時間)で講義することから、学生は1授業科目あたり、67.5時間(授業1回あたり4.5時間)以上の自主学習が必要となるため、最新かつ高度の法情報への日常的なアクセスが求められる。このため、学生の自習環境を整備、充実させることが重要である。

学生自習室及び図書資料室は、自習施設の中心である。学生は自習室及び図書資料室を拠点として、情報関連設備及び端末(LAN)、視聴覚機器、エアコン、自動入退館システムを設置し、書誌情報、法令集・判例(ネットサービスを含む)、基本図書・雑誌、法情報(ネット・コンテンツ)を充実させる。

これらの法律情報は、ネットをとおして、最新のものが、時間、場所を問わず入手できる環境を構築する。

各教員は、教育支援システム等を利用して、学生の利便性を図るとともに、効率的かつ効果的な教育を推進する。

図書資料室の管理、情報関連・法情報システム教育のために、ティーチングアシスタント数名を配置する。

学生自習室及び演習室は学生が自由に使用できるようにして、学生のグループ学習を促進する。

8 自己点検評価

1 基本方針

1 信州大学の法科大学院の自己点検評価に対する考え方

- 1) 司法制度改革の一翼を担い、質の高い法曹を養成するためには、教育組織、教育内容、教育方法の弛まない改善と進歩が不可欠である。そのためには、絶えず、自らの法曹教育のあり方を真摯に見つめることが肝要である。
- 2) 自己点検評価
信州大学法科大学院では、研究科内部に中期計画・認証評価委員会を設置し、2年ごとに自己点検評価を行い、その成果を法曹教育に反映する体制をとる。また、その報告を公刊する。
- 3) 外部評価
自己点検評価報告を検証し、評価の客観性、透明性を担保するために研究科長が委嘱する5名の外部評価委員（法科大学院の法学教育に見識を有する法律学の研究者2名、法科大学院の法学教育に見識を有する法曹実務家2名、法科大学院の法学教育に見識を有する者1名）で構成する法科大学院外部評価委員会を設置して、2年ごとに外部評価を行う。その結果は、報告書に纏めて、公刊する。平成17年5月27日の研究科教授会において「信州大学大学院法曹法務研究科外部評価委員会内規」を制定した。
- 4) 第三者評価（適格認定）と自己点検評価・外部評価の関係
自己点検評価・外部評価は、入学者選抜、教育水準、成績評価・修了認定等が、第三者評価（適格認定）の評価に十分に耐えうるかを、自発的に検証、改善し、より良き法科大学院にするためのものである。全ての教員が、この点を意識し、常に教員資質の向上のための自己研鑽と組織改善に努める。

2 自己点検評価の項目と評価の視点

- 1) 自己点検評価の評価項目とその視点は以下のとおりである。
 - 教育研究上の基本組織等について
 1. 法科大学院の「教育研究上の基本組織」、「教員組織」並びに「施設及び設備」
 - 在籍者数と収容定員について
 1. 法科大学院の在籍者数について、収容定員を上回っていないか。
 - 入学者選抜について
 1. 法科大学院の入学者選抜に関して、「公平性」・「開放性」・「多様性」が確保されているか。
 2. そのためにどのような措置が講じられているか。特に、非法学部出身者及び社会人の割合、入学志願者の動向、選抜方法の実情を正しく把握分析する。
 - 在学期間について
 1. 3年間の在学期間で、十分な法曹教育が達成できているか。

教育課程について

1. 設置基準はもとより、教育理念目的にかなう編成となっているか。

教育方法について

1. 専門的な法知識の確実な修得，批判的検討能力，創造的思考力，法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために適切な方法がとられているか。
2. 授業時間外における学習等を充実させるための方策が講じられているか。
3. ア.「少人数教育（基本法科目について，各授業の学生数は40人を標準とする）」，イ.「双方向的かつ多方向的で密度の濃い」授業，ウ.「実務教育の導入部分」，エ.「理論と実務の架橋」の諸点の実効性ある教育となっているか。

成績評価について

1. 成績評価及び修了認定の厳格性を担保するための具体的な措置が講じられているか。
2. 実質的に，教育効果と関連した評価となっているか。
3. 法曹としての能力修得と成績評価が整合しているか。

教育内容・教育方法・成績評価と現実の教育成果

1. 教育成果が上っているか。
2. 受講生の満足度，達成度はどうか。

修了要件について

1. 総単位数，実務基礎科目数，が確保されているか。
2. 実質的な司法試験の補習がなされていないか。
3. 法曹養成に必要とされる幅広く質の高い展開・先端科目が現実に開講されているか。

法令遵守（コンプライアンス）

1. 教員及び組織のコンプライアンスは十分になされているか。

情報公表について

1. 教育研究上の基本組織，教員組織，施設及び設備，在学者数及び収容定員，入学者選抜，在学期間，教育課程，教育方法，成績評価，修了要件，奨学金等の学生支援制度その他の重要な事項について，時期・量・質の面で，適切な情報公開がなされているか。

教員の教育能力の向上について

1. 効果的なFDがなされているか。
2. 現実に教育能力の向上がみられるか。

研究実績について

1. 教育面にとどまらず，教員は，優れた研究成果をあげているか。

3 外部評価の実施と改善の検証

委嘱した外部評価委員会は，上記の自己点検評価項目に関して，自己点検評価報告を検証し，評価の客観性，透明性を担保するとともに，自己点検評価に基づく具体的な改善策がとられているか，また，改善策は実効性のあるものとなっているかを検討評価する。

9 情報提供

1 信州大学法科大学院の情報開示の基本方針と内容・方法

1 基本方針

1) 国民に開かれた法科大学院として情報の積極的な提供

信州大学法科大学院は、「国民に開かれた、身近で、利用しやすく、頼りになる司法制度」を目指した司法制度改革において重要な役割を担っていることを自覚し、法科大学院の教育組織、教育理念、教育内容、研究成果を広く積極的に情報開示する。もって、国民に信頼され、支持される法科大学院を目指すとともに、広く優秀な人材を、学生・教員として受け入れ、優秀な法曹の養成と研究成果の普及に努める。

2) 個人情報の保護

個人情報保護法等の趣旨を踏まえて、個人のプライバシーに関する情報の管理を徹底し、その保護に努める。

2 情報開示の内容・方法

1) 情報開示の内容・方法は、以下のとおりである。

教育研究上の基本組織
教員組織
施設・設備
定員
入学者選抜
在学期間
教育課程
教育方法
成績評価
修了要件
教員の資質向上の方策（FD）
研究活動
自己点検評価
外部評価
学生支援
学生の進路
司法試験に関する項目

について、大学概要、学生便覧、ホームページ、入学案内、報告書等で、情報を適宜開示する。

（資料12）

1 学生支援に対する信州大学法科大学院の考え方

1 基本方針

国民に身近な司法の実現に、重要な役割を担う法科大学院は、広く国民に門戸を開き、優秀な人材を受入れ、法曹として養成する責務を負っている。学生が、3年間勉学に集中するためには、経済面、生活面、学習面、修了後の就職面での学生支援は、不可欠である。特に、教育の機会均等保障の見地からは、経済的に十分でない学生に対しての経済的な支援が重要となる。そこで、信州大学では、経済的支援、生活支援、勉学支援、就職支援の4つの支援を行う。

2 学生支援の方策

1) 経済的支援体制

学費免除制度・学費支払猶予制度

経済的に困窮している学生の救済と特待生(優秀者への)恩典として、学費免除制度・学費支払猶予制度を設けた。

奨学金

信州大学法科大学院生のみを対象とした、奨学金制度を設ける。現在、信州の司法制度懇談会を中心に、具体的に奨学金基金設立に向けて、支援企業・団体・個人から篤志を募ることを計画中である。

法科大学院生への貸与制度

地元八十二銀行及び長野銀行と提携し低利の学資ローンを創設した。

この学資ローンでは、新司法試験に合格し、長野県弁護士会に登録した場合、さらなる低金利が適用される。

生活資金支援基金の創設

臨時の必要に対応、短期間に返済を求める生活資金のための支援基金を、教員の拠出によって設立する。

2) 生活支援体制

生活支援(相談)室の設置

学生の生活面における不安や問題の解消を目的とした支援室を設け、適宜のサポートを行う。

3) 勉学支援体制

担任制の採用

1学年あたり、1クラス20人で構成される2クラスを設定し、それぞれのクラスに担任の教員を置く。各人の履修指導、進路指導、生活相談等の個別対応も、このクラス担任を主たる窓口として行う。これにより、懇切丁寧な指導・相談が可能となる。平成17年度第1学期よりすでに実施している。

勉学支援(相談)室の設置

勉学支援室を設け、担当教員及びクラス担任と連携しつつ、学生に対する学習等のフォロー・助言を行う。

ローライブラリーへの専門家の配置

ローライブラリーに法律図書専門の職員を配置し、勉強資料コンサルティング、リファレンス業務を充実させる。

司法試験への対策準備

司法試験に対する情報提供と、必要に応じた受験指導を中心に、司法試験への対応を準備する。

4) 就職支援体制

就職支援室を設置して、中途退学者への転進相談、就職助言・斡旋、ビジネス法務・行政法務への就業希望者への就職助言・斡旋を行う。

1 1 管理運営組織の考え方

1 管理運営組織に関する考え方

- 1) 法科大学院は独立研究科として独自の研究科教授会を置く。
- 2) 研究科長のもとに、FD委員会、学務委員会、コンプライアンス委員会、入試・広報委員会、中期計画・認証評価委員会、財務・総務委員会、国際交流委員会、研究・紀要委員会、図書委員会、教育環境整備委員会を置き、研究科長の諮問機関として外部評価委員会を設置した。

各委員会の主たる担当事項は以下のとおりである。

FD委員会
教員研修会の企画・実行等
学務委員会
教育内容・教育方法・カリキュラム構成の改善等
コンプライアンス委員会
法令・規則等に関する情報提供、コンプライアンス講習の実施等
入試・広報委員会
入試の企画・実行、ホームページの充実、広報活動等
中期計画・認証評価委員会
中期計画の見直し、自己点検評価の実施、認証評価の準備等
財務・総務委員会
予算の作成・執行、教授会の企画運営、諸規程の整備等
国際交流委員会
国際交流に関する事項等
研究・紀要委員会
研究活動の促進、紀要の発行等
図書委員会
図書の選定・購入の企画・運営等
教育環境整備委員会
教育施設の向上等
外部評価委員会
自己点検評価の検証等

- 3) 研究科教授会、各委員会は専任教員及びみなし専任教員で構成する。
- 4) みなし専任教員は、研究科教授会の構成員として法科大学院の管理運営に参加する権利を有し義務を負うものとする。
- 5) 事務組織として、法科大学院係（専任2名、非常勤1名）を設け、学務事項等の法科大学院の事務を担当している。加えて、専任の副学部長（事務担当）が、法科大学院及び経済学部の事務統括を行い、経済学部総務係（専任3名、非常勤3名）が、法科大学院及び経済学部の総務・庶務事項を担当している。

（資料13）

2 法令遵守（コンプライアンス）に対する考え方

当研究科は、法曹養成機関としての使命に応えるべく、教職員による法令遵守の徹底に努める。

その一環として、平成17年5月27日付にて、法科大学院内に、実務家弁護士教員を委員長とするコンプライアンス委員会を設けた。当委員会は、法科大学院に係る法令・規則を定期的にフォローして教職員からの照会に対応するとともに、適宜、法令・規則を周知させるための講習を行う。

（資料13）